

商標法施行規則の一部を改正する省令案に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	本改正は、手続きの利便性と内容の正確性を高めるものであり、当会としては歓迎いたします。 具体的な運用を検討される際には、出願人及び代理人との意見交換の機会を設けていただき、ユーザフレンドリーなものとなるようご配慮いただくことを要望いたします。	本案の内容を支持する御意見と理解いたします。 制度ユーザーの皆様のニーズを確認し、利便性向上を図るべく検討してまいります。
2	1. 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、企業を初め、特許事務所、法律事務所等では出勤抑制のためにテレワークが推進されている状況であることを考慮すると、従来の願書等の書面提出に加え、電子出願を可能とする規則改正がなされることは、テレワーク下でもマドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願が可能となり、出願人・代理人の利便性向上に資するため、賛成致します。 2. 一方で、電子出願の場合でも、書面提出の場合と同様の手続きや運用が担保されるべきとの考えから、以下の要望及び質問事項を提出させていただきます。 ① 書面提出の場合と同様、電子出願の場合であっても、本国認証において願書中に不備等が発見された場合は、日本国特許庁が、商標法第六十八条の三第一項の規定に基づき、願書等に記載の事項を電磁的方法により国際事務局に提供する前に、出願人が願書について必要な修正等を行う機会を担保して頂きたく存じます。 ② 電子出願の際に、入力必要箇所の不備や入力漏れがあった場合や、入力事項が相互に整合性が取れていない場合などは、出願前にアラートが出る仕様にして頂きたく存じます。 ③ 電子出願後、出願日を記載したプルーフが出るようにして頂きたく存じます。	本案の内容を支持する御意見と理解いたします。 御要望については今後の参考にさせていただき、WIPO と協力しより使いやすいツールとなるよう尽力いたします。 e-Filing に関するマニュアル及びQ & A を特許庁ホームページに掲載し、手続について解説いたします。

	④ 電子出願後、書面提出の場合と同様、出願の取り下げを可能として頂きたく存じます。また、可能とする場合は当該手続きの解説の公開を求めたく存じます。 ⑤ 電子出願に関し、手続説明会で配布されているマドプロ様式全般の解説冊子に開設を盛り込んで頂きたく存じます。なお、本件意見募集の対象外であるとは存じます が、2021 年 2 月以降、願書の様式（MM2）が新しくなりましたが、前述の解説冊子が更新されていないため、新しい様式も含めた解説冊子の更新や公開・配布をお願いしたく存じます。	
3	電子出願が可能となった場合、出願手数料は変更（安く）なるのか？	日本国特許庁に納付する手数料（9,000円）について変更はありません。